

申告書の作成に関する計算事項等記載書面
記載例

～所得税・相続税・法人税・消費税～

令和 8 年 4 月
関東信越国税局
課税総括課

個人課税・資産課税・法人課税関係に係る「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の記載例を作成しましたので、税理士の皆様が添付書面を作成する際の参考としてください。

目 次

| | | |
|-----|--------------|----|
| 例 1 | 所得税・消費税（飲食業） | 1 |
| 例 2 | 相続税 | 9 |
| 例 3 | 法人税・消費税（製造業） | 19 |
| 例 4 | 法人税・消費税（小売業） | 26 |

例1 所得税・消費税（飲食業）

◇◇飯店（飲食業）

関与状況等

①依頼者が作成している帳簿書類等

収支日計表、売上日報、固定資産台帳、給与明細、棚卸明細書

②税理士が作成している帳簿書類等

試算表、固定資産台帳、総勘定元帳、源泉徴収票、決算書類

③消費税は簡易課税方式を選択

④その他

3か月ごとの訪問により試算表の説明等を行うほか、必要に応じてWeb会議を活用している。

Web会議の際は、メール等により、資料をやり取りしている。

貸借対照表（令和7年12月31日現在）

損益計算書

資産の部

（自令和7年1月1日至令和7年12月31日）

| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|--------|--------|--------|-------|
| 現預金 | 9,519 | 8,161 | 1,358 |
| 売掛金 | 823 | 0 | 823 |
| 棚卸資産 | 2,528 | 1,097 | 1,431 |
| 建物付属設備 | 7,300 | 8,112 | ▲812 |
| 車両運搬具 | 996 | 1,328 | ▲332 |
| 器具備品 | 5,265 | 5,850 | ▲585 |
| 事業主貸 | 9,545 | 8,400 | 1,145 |
| 合計 | 35,976 | 32,948 | 3,028 |

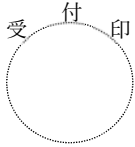
| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|-------|--------|--------|-------|
| 売上高 | 42,531 | 41,523 | 1,008 |
| 期首棚卸高 | 1,097 | 1,274 | ▲177 |
| 仕入高 | 9,653 | 7,226 | 2,427 |
| 期末棚卸高 | 2,528 | 1,097 | 1,431 |
| 給料手当 | 10,001 | 9,746 | 255 |
| 広告宣伝費 | 2,683 | 2,575 | 108 |
| 通信費 | 1,215 | 1,214 | 1 |
| 保険料 | 701 | 697 | 4 |
| 水道光熱費 | 1,903 | 1,893 | 10 |
| 減価償却費 | 1,729 | 2,556 | ▲827 |
| 租税公課 | 2,792 | 2,855 | ▲63 |
| 支払手数料 | 715 | 705 | 10 |
| その他 | 1,231 | 1,264 | ▲33 |
| 営業外収益 | 1,221 | 513 | 708 |
| 営業外費用 | 654 | 749 | ▲95 |
| 利益金額 | 11,906 | 10,379 | 1,527 |

負債・純資産の部

| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|------|--------|--------|--------|
| 買掛金 | 1,497 | 1,532 | ▲35 |
| 未払金 | 1,209 | 1,149 | 60 |
| 預り金 | 161 | 155 | 6 |
| 事業主借 | 520 | 506 | 14 |
| 借入金 | 10,863 | 11,892 | ▲1,029 |
| 元入金 | 9,820 | 7,335 | 2,485 |
| 利益金額 | 11,906 | 10,379 | 1,527 |
| 合計 | 35,976 | 32,948 | 3,028 |

例1 所得税・消費税（飲食業）

所得税 確定申告書（令和7年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

| | | | |
|--|-------------|---|---|
| 税理士又は 税理士法人 | 氏名又は名称 | 税理士 〇〇〇〇 | この申告書を作成した税理士又は税理士法人を記載します。 |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇 | |
| | | 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 書面作成に 係る税理士 | 氏 名 | 税理士 〇〇〇〇 | 添付書面を作成した税理士が所属税理士又は税理士法人の社員の場合には、その旨を付記して記載します。 |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇 | |
| | 所属税理士会等 | 〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号 | |
| 税務代理権限証書の提出 | | (有) (所得税) ・ 無 | |
| 依 頼 者 | 氏名又は名称 | ■■■■■ | この書面を添付する申告書の納税者に係る法30条に規定する書面の提出の有無を記載します。 なお、税務調査前の意見聴取は、税務代理権限証書を提出した税理士又は税理士法人に対して行われます。 |
| | 住所又は事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇 | |
| 私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、上記の1から5に掲げる事項であります。 | | | |
| 1 提示を受けた帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称 | | 左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称 | |
| 収支日計表、売上日報、販売管理データ、請求書・領収書綴り、固定資産台帳、給与明細、棚卸明細書 | | 特になし | |
| <p>依頼者である納税者から申告書の作成に当たり提示を受けた帳簿書類の名称を記載します。 計算又は、整理したもの以外は記載しません。</p> | | <p>提示を受けた帳簿書類の内、検討の対象になかったものを記載します。</p> | |
| 2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類の名称 | | 作成記入の基礎となった書類等 | |
| 試算表、総勘定元帳、青色申告決算書、固定資産台帳、源泉徴収票、決算書類 | | 「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」の「帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称」に同じ | |
| <p>青色申告決算書を作成する際に確認した書類を全て記載します。</p> | | | |

| ※事務 処理欄 | 部門 | 業種 | 意見聴取連絡事績 | | 事前通知等事績 | |
|------------|----|----|----------|------|---------|-------|
| | | | 年月日 | 税理士名 | 通知年月日 | 予定年月日 |
| | | | .. | | .. | .. |

| 3 計算し、整理した主な事項 | | | |
|----------------|--------------------------------|---|---|
| | 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) | 売上高、仕入高 | <p>日々の現金収支は収支日計表に集約され、レジのロール紙から転記された売上、近隣での現金仕入等もこれにより管理、計上がなされる。</p> <p>当日の現金売上金は、銀行の夜間金庫にて都度入金を行っている。</p> <p>月次の請求書、納品書等も内容を確認し、科目ごとに計上を振分けている。</p> <p>期末の帳端分についても、発生額から決済額まで確認を行っている。</p> <p>今期より複数のデリバリーサービスを利用しているが、これらに係る配車料等も総額主義に注意し確認を行っている。</p> | <p>収支日計表、レジのロール紙、売上日報、請求書、納品書、販売管理データ</p> |
| | 現金 | <p>釣銭が常に〇〇万円となるよう管理していることを確認している。</p> | <p>収支日計表</p> |
| (2) | (1)のうち顕著な増減事項 | 増 減 理 由 | |
| | <p>売上高</p> <p>棚卸資産（貯蔵品）の増加</p> | <p>来客数が伸び悩んだことから、新たな取り組みとしてネットでのデリバリーサービスを開始し、昨年同様の売上金額を確保できている。</p> <p>弁当の販売用資材であるトレーや割り箸等の棚卸資産が昨年より増加している。</p> | |
| (3) | (1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 | 変 更 等 の 理 由 | |
| | 仕入高 | <p>デリバリーサービスに関連する配車料は、売上高に直接対応する変動費として、仕入高（売上原価）に計上している。</p> | |

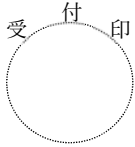
確認した根拠となる書類等を記載します。

| 4 相談に応じた事項 | |
|--|--|
| 事 項 | 相 談 の 要 旨 |
| 従業員のための退職金準備資金等 | <p>長期間、当店にて従事している従業員 A 及び B に対する将来における退職金等に備えるため、〇〇保険の養老保険及び入院保険の加入を検討しているが、こういった点に気をつければよいのか質問があった。</p> <p>原則として、全従業員を対象とする必要があるということ、また、従業員の保険金額に格差があっても合理的な格差である必要があること等を回答している。</p> <p>また、家族従業員に対する退職金は必要経費とすることができないことも付け加えている。</p> <p>上記の条件等を基準として、福利厚生費として養老保険の1/2を、入院保険の全額を必要経費とすることができる場合があることを説明し、具体的な内容については保険設計書の内容を確認しており、期末現在において加入はしていない。</p> |
| 5 総合所見 | |
| <p>請求書、領収書、契約書、その他の書類についての保存状態は良好であり、当事務所での関与は平成〇〇年から〇年間、当該税務代理の委任を受任しているが、依頼者は適正申告に対する高い理解と認識があると考えている。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;">納税者の税務に対する姿勢・認識、書類の保存状況など当該申告書作成に当たっての総括事項を記載します。</p> | |
| 6 その他 | |
| <p>日々の取引について、収支日計表に記入されている現金売上金額、レジのロールや領収書に基づき正確に経理処理がなされている。月次処理書類についても、納品書、請求書等の内容に基づき同様に処理が行われている。</p> <p>デリバリーサービスに係る取引については、サービス事業者から「紙」の証票書類が送付されることがないが、Web 上より関係書類をダウンロードし、月ごとに区分し、印刷後、証票書類として保存を行っている。</p> <p>Web 会議を活用することで、依頼者と綿密な打ち合わせができたと考えている。</p> | |

※整理番号

| * 追加記載する事項 | | |
|----------------------|--|-----------------------|
| A 3 計算し、整理した主な事項 (1) | | |
| B 区分 | C 事項 | D 備考 |
| 棚卸資産 | 期末に作成した棚卸明細書により計上を行っている。 | 棚卸明細書 |
| 給与・賞与 | 従業員及び専従者の給与・賞与については毎月の給与明細にて確認を行っている。 | 給与台帳、給与明細 |
| 販売費及び管理費 | 店舗兼住宅のため、減価償却費、固定資産税、火災保険料、水道光熱費については店舗部分の床面積按分を事業用経費として計上している。 また、支払いの中に家事関連費が含まれていないかについても確認した。 | 請求書、領収書等の原始資料 契約書等 |
| * 追加記載する事項 | | |
| A | | |
| B | C | D |
| | | |

消費税 確定申告書 (令和7年分・ 年 月 日 事業年度分・) に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
 ○○税務署長 殿

※整理番号

| | | | |
|--|-------------|--|--|
| 税理士又は 税理士法人 | 氏名又は名称 | 税理士 ○○○○ | |
| | 事務所の所在地 | ○○市○○区○○町○丁目○番○号 電話 (00) 0000 - 0000 | |
| 書面作成に 係る税理士 | 氏 名 | 税理士 ○○○○ | |
| | 事務所の所在地 | ○○市○○区○○町○丁目○番○号 電話 (00) 0000 - 0000 | |
| | 所属税理士会等 | ○○ 税理士会 ○○ 支部 登録番号 第 ○○○○○○ 号 | |
| 税務代理権限証書の提出 | | (有) (消費税) ・ 無 | |
| 依 頼 者 | 氏名又は名称 | ■■■■■ | |
| | 住所又は事務所の所在地 | ○○市○○区○○町○丁目○番○号 電話 (00) 0000 - 0000 | |
| 私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5に掲げる事項であります。 | | | |
| 1 提示を受けた帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類 (申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。) の名称 | | 左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称 | |
| 収支日計表、売上日報、販売管理データ、請求書・領収書綴り、固定資産台帳、給与明細、棚卸明細書 | | 特になし | |
| 2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類の名称 | | 作成記入の基礎となった書類等 | |
| 試算表、総勘定元帳、青色申告決算書、固定資産台帳、源泉徴収票、決算書類、消費税計算書、消費税計算表 | | 「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」の「帳簿書類 (申告書の作成に関し、計算し又は整理するために用いたものに限る。) の名称」に同じ | |

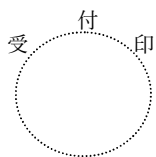
| ※事務 処理欄 | 部門 | 業種 | 意見聴取連絡事績 | | 事前通知等事績 | |
|------------|----|----|----------|------|---------|-------|
| | | | 年月日 | 税理士名 | 通知年月日 | 予定年月日 |
| | | | .. | | .. | .. |

| 3 計算し、整理した主な事項 | | |
|----------------|---|---------------------------|
| 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) 課税売上高 | <p>過年分申告書及び e-Tax における「申告のお知らせ」より消費税に関連する届出書の提出状況等を確認し、簡易課税の適用可否を判断している。</p> <p>また、事業区分については販売管理データ、総勘定元帳より判定を行い、〇〇%が第4種事業であることを確認している。</p> | e-Tax、受信データ、販売管理データ、総勘定元帳 |
| (1) 課税仕入 | <p>将来の原則課税への移行を見据え、課税、非課税、不課税の各取引につき、取引ごとに課税区分の判定、確認を行っている。</p> <p>なお、適格請求書については、登録番号や適用税率といった必要事項が記載されているかの確認を行っている。</p> | 請求書・領収書綴 |
| (2) | (1)のうち顕著な増減事項 | 増 減 理 由 |
| | 特になし | |
| (3) | (1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 | 変 更 等 の 理 由 |
| | 特になし | |

| 4 相談に応じた事項 | |
|--|--|
| 事 項 | 相 談 の 要 旨 |
| インターネットを利用したデリバリーサービスに関する課税関係 | <p>デリバリーサービス活用時の配送料、レストランへの支援金についての課税関係に関して質問があり、配送料については役務の提供に該当し課税取引となる。</p> <p>なお、売上等の計上時に配送料が計上漏れとにならないように指導した。</p> <p>また、レストランへの支援金については、明確な対価関係が認められないため、課税の対象としないことを説明している。</p> |
| インボイス制度 | <p>免税事業者や消費者といった適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに関して質問があったため、経過措置及び帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合について、説明を行った。</p> |
| 5 総合所見 | |
| <p>請求書、領収書、契約書、その他の書類についての保存状態は良好であり、消費税の課否判定への問い合わせに関しても、その対応はスピーディーである。</p> <p>当事務所での関与は平成〇〇年から〇年間、当該税務代理の委任を受任しているが、依頼者は適正申告に対する高い理解と認識があると考えている。</p> | |
| 6 その他 | |
| <p>日々の取引について、収支日計表に記入されている現金売上金額、レジのロールや領収書に基づき正確に経理処理がなされている。月次処理書類についても、納品書、請求書等の内容に基づき同様に処理が行われている。</p> <p>デリバリーサービスに係る取引については、サービス事業者から「紙」の証票書類が送付されることがないが、Web 上より関係書類をダウンロードし、月ごとに区分し、印刷後、証票書類として保存を行っている。</p> <p>Web 会議を活用することで、依頼者と綿密な打ち合わせができたと考えている。</p> | |

例2 相続税

相続税 確定申告書（ 年分・令和〇年〇月〇日相続開始分）に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）**33の2①(資)**

年 月 日

〇〇税務署長 殿

※整理番号

| | | |
|----------------|-----------------|---|
| 税理士又は 税理士法人 | 氏名又は名称 | 税理士 〇〇〇〇 |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (00) 0000 - 0000 |
| 書面作成に 係る税理士 | 氏 名 | 税理士 〇〇〇〇 |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (00) 0000 - 0000 |
| | 所属税理士会等 | 〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号 |
| 税務代理権限証書の提出 | (有) (相続税) ・ 無 | |
| 依 頼 者 | 氏名又は名称 | 関 信 花 子 |
| | 住所又は事務所の所在地 | X市〇〇区〇〇町2-2-2 |
| 相続税の場合 | 被相続人の氏名 | 関 信 一 郎 |
| | 被相続人の住所 | Y市〇〇区〇〇町2-2-2 |

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項です。

1 提示を受けた書類等に関する事項

| | |
|--|---|
| 書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称 | 左記の書類等以外の書類等 |
| 法定相続情報一覧図の写し、住民票の写し、戸籍の附票の写し、遺産分割協議書、登記事項証明書、固定資産評価証明書、測量図、住宅地図、賃貸借契約書、預金の証書及び通帳、残高証明書、保険証券、債務及び葬式費用の対象となる領収書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書・決算書（控）、法人税申告書（控）、贈与税の申告書（控）等 | <p style="color: red; text-align: center;">税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート【相続税】を活用・添付した場合は、「別添チェックシートの確認書類に同じ」と記載します。</p> |

2 自ら作成記入した書類等に関する事項

| | |
|---------------------------------|---|
| 書 類 等 の 名 称 | 作成記入の基礎となった書類等 |
| 申告書及び添付書類 土地評価明細書その他の財産評価明細書 | 「1 提示を受けた書類等に関する事項」の「書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称」に同じ |

| | | | | | | | | |
|------------|----|----|--|--|----------|------|---------|-------|
| ※事務 処理欄 | 部門 | 業種 | | | 意見聴取連絡事績 | | 事前通知等事績 | |
| | | | | | 年月日 | 税理士名 | 通知年月日 | 予定年月日 |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | ・ ・ |

※記載の程度に疑義が生じやすい事項を財産の区分ごとに記載しています。

| 3 計算し、整理した主な事項 | | | |
|----------------|-----|---|--|
| | 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) | 土地 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の利用状況等について現地確認を行い、公図及び測量図を基に土地の形状や建物の利用状況等を確認し、評価を行った。 先代名義の土地は確認できなかった。 土地については、全て実測面積で計算した。 貸ビルA(〇〇町〇-〇)全〇〇室のうち、〇室は相続開始日以前から長期間空室であり、一時的に空室となっていたものではないため、賃貸割合に応じて、貸家建付地と自用地部分に按分して評価した。 貸ビルB(〇〇町〇-〇)の駐車場敷地については、駐車場の契約者及び利用者が全て貸ビルBの賃借人であり、かつ貸ビルBの敷地内の駐車場であるなど、駐車場の貸付けの状況がビルの賃貸と一体と認められたため、全体を貸家建付地として評価した。 〇〇町〇〇-〇(地目:宅地)については、被相続人の主宰する(Aに賃貸し、同法人が貸ビルを建てて利用している。この賃貸借については、無償返還の届出書の提出を確認したので、自用地評価額の80%相当額で評価し、(株)Aの株式評価上、純資産価額に20%相当額を計上した。 〇〇区〇〇-〇(地目:宅地)については、評基通 20-2の地積規模の大きな宅地の評価で評価した。 評価に当たっては、評価対象地について、資料として添付した『地積規模の大きな宅地の評価』の適用要件チェックシート」を活用し、各適用要件を満たしていることを確認した。 | <p>公図、測量図、登記事項証明書、固定資産評価証明書</p> <p>賃貸借契約書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書・決算書(控)</p> <p>賃貸借契約書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書・決算書(控)</p> <p>賃貸借契約書、土地の無償返還に関する届出書(控)、法人税申告書(控)</p> <p>「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート、路線価図、都市計画図、実測図等</p> |

税理士法第 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシート [相続税]を参考に、土地・建物の評価上、ポイントとなる項目等を具体的に記載します。

| 3 計算し、整理した主な事項 | | | |
|----------------|-----|--|--|
| | 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) | 土地 | <ul style="list-style-type: none"> 〇〇町2-2-2(被相続人の自宅敷地)については、その土地に建てられている自宅建物とともに、同居親族である長男が取得し、居住を継続していることから、特定居住用宅地等として、小規模宅地等の計算の特例を適用した。 | 長男の戸籍の附票の写し |
| | 建物 | <ul style="list-style-type: none"> 貸ビルA(〇〇町〇-〇)の評価に当たっては、相続開始時点における貸付状況を確認した上で、賃貸割合に応じて評価した。 〇〇町〇〇-〇の建物については、相続開始時において建築中であったため、その家屋の費用現価の100分の70に相当する金額によって評価した。 〇〇町〇-〇〇の建物については、未登記物件であったため、相続人からの聴き取り及び固定資産評価証明書との照合を行い、相続財産として計上した。 米国ハワイ州ホノルルにある被相続人と妻のジョイントテナンシーのコンドミニアムについて、取得の原資を確認したところ、平成〇年に、被相続人及び妻が持分1/2で所有していた〇〇市の物件を譲渡した代金であり、また不動産の管理費、固定資産税等も被相続人と妻が管理する口座(〇〇銀行ホノルル支店 普通預金 被相続人及び配偶者のジョイントアカウント)から引き落とされていたことから、被相続人の持分を1/2として相続財産に計上した。 なお、コンドミニアムの評価に当たっては、ハワイ〇〇社に鑑定評価を依頼した。 | <p>登記事項証明書、固定資産評価証明書、賃貸借契約書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書・決算書(控)、家屋の建築請負契約書、領収書</p> <p>国外財産調書、ハワイコンドミニアムの鑑定評価書</p> |

| 3 計算し、整理した主な事項 | | | |
|----------------|--------|---|--|
| | 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) | 現金・預貯金 | <ul style="list-style-type: none"> 〇〇銀行ワイキキ支店の定期預金は被相続人と妻のジョイントアカウントであるが、口座開設時の資金は被相続人に帰属するものであり、その後の口座の管理・運用状況についても、被相続人が行っていたと認められたことから、全額相続財産として計上した。 | 預金通帳、ステートメント |
| | 生命保険金 | <ul style="list-style-type: none"> 被相続人を契約者及び被保険者とする生命保険契約については、〇〇生命から1,200万円、△△生命から2,500万円の死亡生命保険金が支払われていたことから、相続財産に計上した。 | 保険証券、生命保険金の支払通知書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控) |
| | その他の財産 | <ul style="list-style-type: none"> 〇〇生命保険の契約者が妻名義及び長男名義であったが、保険料は、被相続人名義〇〇銀行〇〇支店の普通預金から出金されており、保険料負担者は被相続人と判断されたため、生命保険に関する権利として相続財産に計上した。 前記賃貸物件についての損害保険は、積立火災保険であることから、相続開始日現在の解約返戻金相当金額を保険会社に確認した上、相続財産に計上した。 被相続人が契約者及び被保険者である損害保険から、相続開始後に入院給付金〇〇万円が支払われていることから、相続財産として計上した。 金地金については、相続開始日現在、〇〇金属において、〇〇グラムの金地金を保管していたことを確認したため、相続財産に計上した。 被相続人の準確定申告において、還付金が〇〇万円あることから、相続財産に計上した。 | <p>保険証券、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)、預金通帳</p> <p>保険証券、解約返戻金の金額のわかるもの、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)</p> <p>金地金計算書、金の保有状況のわかるもの</p> <p>所得税及び復興特別所得税の準確定申告書(控)、預金通帳</p> |

「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕も参考に保険の権利の帰属や未収金等、ポイントとなる項目等を具体的に記載します。

| 3 計算し、整理した主な事項 | | | |
|----------------|------------------|---|--|
| | 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) | その他の財産 | <ul style="list-style-type: none"> 長男が令和〇年に購入した車両の代金〇〇万円については、被相続人が立て替えていたことから、立替金として相続財産に計上した。 令和〇年に、被相続人から妻、長男、次男、孫A及び孫Bに対し、現金〇〇〇万円の贈与があったことから、相続人である妻、長男及び次男への贈与については、相続開始前3年以内の贈与加算をするとともに、贈与税額控除〇〇万円を計上した。 被相続人の主宰する(株)Aに対する貸付金〇〇万円があったことから、貸付金として相続財産に計上した。 | <p>預金通帳</p> <p>贈与税の申告書(控)</p> <p>金銭消費貸借契約書、法人税申告書(控)</p> |
| | 債務・葬式費用 | <ul style="list-style-type: none"> 借入金については、残高証明書、相続人からの聴き取り及び資産の取得状況から確認した。 預かり保証金については、貸借契約書により確認した。また、この預かり保証金は、〇〇銀行〇〇支店の普通預金に預金されている。 葬式費用等の領収書を確認し、墓石の購入費用及び香典返しに係る費用を除いたところで、葬式費用として計上した。 未納租税公課については、相続開始日現在の固定資産税の未納分を計上した。 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済の必要のない債務については、借入金に計上していない。 | <p>残高証明書、貸借契約書、葬式費用の領収書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書、決算書(控)、預金通帳</p> <p>固定資産税納付書</p> <p>住宅ローン設定契約書等</p> |
| (2) | (1)のうち個別的・特徴的な事項 | | 備 考 |
| | 建物、現金・預貯金、債務 | <ul style="list-style-type: none"> 相続開始3年前に貸ビルA(〇〇町〇-〇)を建築するための資金として、被相続人名義の預貯金が減少するとともに、〇〇銀行〇〇支店からの借入金が発生している。 | |

| | | |
|--|--|--|
| (2) | <p>(1)のうち個別的・特徴的な事項</p> <p>建物、現金・預貯金、債務</p> <p>被相続人の財産のうち、相続財産として計上した現金の原資、譲渡代金の使途の解明等、個別的・特徴的である事項について記載します。</p> <p>また、確認を行った結果、不明であったものについても記載します。</p> | <p style="text-align: center;">備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続開始〇年前から、医療費として年間 200 万円の出金 が認められた。 相続開始直前の〇月〇日、被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金から出金された500万円は、長男が葬儀に備え出金したもので、相続開始時点では現金で手元に保管されているものと認められたため、現金として計上した。 相続開始3年前に〇〇町〇-〇（宅地）を3,000万円 で譲渡しており、税金 500 万円のほか、2,000 万円は上記の貸ビルA（〇〇町〇-〇）の建築資金に、残り 500 万円については、〇〇銀行〇〇支店の貸金庫に保管しており、相続開始時点でも現金で保管されているものと認められたため、現金として計上した。 相続開始5年前に、被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金から出金された 300 万円について、相続人に確認した結果、150 万円は教育費として費消し、残額の 150 万円は、妻名義〇〇銀行〇〇支店に預けられていたことが判明したことから、名義預金として相続財産に計上した。 |
| | <p>4 相談に応じた事項</p> | |
| <p style="text-align: center;">事 項</p> <p>相続財産の範囲</p> <p>納税者からの相談事項、納税者への説明事項及び指示事項を具体的に記載します。</p> <p>遺産分割協議</p> | <p style="text-align: center;">相 談 の 要 旨</p> <p>財産の名義にかかわらず被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した上で相続人及びその家族の名義による財産について預金通帳等を確認しながら、贈与関係、保有状況及び取引状況を確認した。</p> <p>なお、相続人に相続時精算課税の適用の有無について確認したところ、該当はなかった。</p> <p>申告に当たっては、各種特例を最大限に活用できるよう遺産分割を行いたい旨の相談があり、本件に適用可能である相法19の2（配偶者に対する相続税額の軽減）及び措法69の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。</p> <p>この結果、全ての相続人の合意のもと、遺産分割協議書が作成され、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとした。</p> | |

5 総合所見

- 被相続人はX市〇〇区〇〇町2-2-2の家屋に配偶者、長男家族とともに暮らしていたが、平成〇〇年に脳梗塞を発症し、要介護認定を受けたため、生活全般にわたる介護サービスを受けることができるY市の介護付有料老人ホーム〇〇に入居した。この際、住民票、社会保険関係等の住所の異動は行っていないが、入居後は、死亡時まで当該施設において日常生活を送っていたことから、被相続人の死亡時の住所地は当該老人ホームのあるY市と判断した。
- 家族名義預金と判断したもの以外の各相続人及び親族名義の預貯金は、各々の収入等を原資として蓄積されたものであることから、相続人の固有財産と判断して相続財産には計上しなかった。
 - 妻〇〇 (株)Aの役員報酬、生前贈与(令和〇年)
 - 長男〇〇 (株)Aの役員報酬、生前贈与(令和〇年)
 - 次男〇〇 給与収入、生前贈与(令和〇年)
 - 孫A、B 生前贈与(令和〇年)
- 過去5年間の預貯金の入出金を確認したところ、上記3に記載した以外にも、被相続人名義の預貯金から〇〇万円の出金が数回見受けられたため、用途、贈与の有無などを相続人に確認し、贈与加算すべきものの有無などを検討した。その結果、相続開始直前の出金は現金として計上し、それ以外の出金は、生活費及び医療費として出金されている事実が確認できたため、相続財産として計上しなかった。
- 相続人である次男が、令和〇年に自宅を購入しているが、支払は次男名義の住宅ローンにより、給与収入から返済中であり、被相続人からの資金援助はなかった。
- 被相続人の財産管理については、被相続人が発病した令和〇年以降、相続人である妻が行っていた旨の説明があった。
- 申告書の作成の際の参考として、平成〇〇年に死亡した被相続人の父の相続税申告書及び遺産分割協議書から、当時相続した財産の確認及び相続開始日現在の保有状況等を確認し、今回の相続財産に計上すべきものについて検討を行った。

被相続人の財産を判断
する際に参考となる事
項があれば記載します。

6 その他

- その他の依頼者
 - 関信二郎 X市〇〇区〇〇町2-2-2
 - 関信三郎 Z市〇〇区〇〇町3-3-3
 - その他確認した事項
 - 被相続人は、〇〇大学卒業後、〇〇(株)の社員として25年勤務し、平成〇〇年に、〇〇を業とする(株)Aを設立した。平成〇〇年に脳梗塞を発症し、Y市の老人ホームに転居後も約7年間に渡り入退院を繰り返していたが、令和〇年〇月肺炎で入院し、同年同月〇日に死亡した(享年〇〇歳)。
 - 主な収入：(株)Aの役員報酬、不動産収入 趣味：ゴルフ
- 申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し、各項目の確認を行い検討した。

相続税記載例9/10

※ 添付書面の作成に当たり、第一面「1 提示を受けた書類等に関する事項」から第三面「6 その他」までの各欄のみでは記載しきれない場合、第四面「*追加記載する事項」欄を使用してください。

例3 法人税・消費税（製造業）

〇〇製造株式会社（金属製品製造業）

関与状況等

①依頼者が作成している帳簿書類等

振替伝票、原価計算システムデータ、固定資産台帳、在庫一覧表

②税理士が作成している帳簿書類等

試算表、総勘定元帳、決算書類

③消費税は原則（一般）課税

④その他

毎月 Web 会議にて、代表者及び経理担当者と打合せを行い、試算表を作成

今期における実際の訪問は、5月、7月、10月、12月、3月の計5回

貸借対照表（令和8年3月31日現在）

資産の部

| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|-------|---------|---------|--------|
| 現預金 | 12,800 | 21,600 | ▲8,800 |
| 売掛金 | 43,700 | 29,800 | 13,900 |
| 製品 | 14,100 | 5,900 | 8,200 |
| 原材料 | 3,500 | 4,200 | ▲700 |
| 仕掛品 | 5,520 | 6,700 | ▲1,180 |
| 作業屑 | 160 | 60 | 100 |
| 機械装置 | 52,890 | 34,700 | 18,190 |
| 保険積立金 | 10,800 | 8,800 | 2,000 |
| 合計 | 143,470 | 111,760 | 31,710 |

負債・純資産の部

| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|---------|---------|---------|--------|
| 買掛金 | 15,970 | 8,710 | 7,260 |
| 未払金 | 15,350 | 13,570 | 1,780 |
| 借入金 | 73,110 | 58,920 | 14,190 |
| 資本金 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 繰越利益剰余金 | 38,040 | 29,560 | 8,480 |
| 合計 | 143,470 | 111,760 | 31,710 |

損益計算書

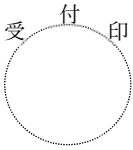
（自令和7年4月1日至令和8年3月31日）

| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|-------|---------|---------|---------|
| 売上高 | 361,620 | 362,530 | ▲910 |
| 期首棚卸高 | 16,860 | 17,520 | ▲660 |
| 材料費 | 120,530 | 110,230 | 10,300 |
| 労務費 | 32,760 | 33,560 | ▲800 |
| 外注費 | 42,100 | 42,560 | ▲460 |
| 修繕費 | 6,300 | 420 | 5,880 |
| 減価償却費 | 5,630 | 3,520 | 2,110 |
| 製造経費 | 39,600 | 37,300 | 2,300 |
| 期末棚卸高 | 23,280 | 16,860 | 6,420 |
| 役員報酬 | 16,000 | 14,000 | 2,000 |
| 給与 | 28,650 | 26,570 | 2,080 |
| その他 | 42,290 | 67,160 | ▲24,870 |
| 利益金額 | 34,180 | 26,550 | 7,630 |

例3 法人税・消費税（製造業）

法人税 確定申告書（ 令和7年 4月 1日 事業年度分・ 令和8年 3月 31日 ）に係る

申告書の作成に関する計算事項等記載書面



年 月 日

〇〇税務署長 殿

33の2①

※整理番号

| | | | |
|---|-------------|--|---|
| 税理士又は 税理士法人 | 氏名又は名称 | 税理士 〇〇〇〇 | この申告書を作成した税理士又は税理士法人を記載します。 |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 書面作成に 係る税理士 | 氏 名 | 税理士 〇〇〇〇 | 添付書面を作成した税理士が所属税理士又は税理士法人の社員の 경우에는、その旨を付記して記載します。 |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| | 所属税理士会等 | 〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号 | |
| 税務代理権限証書の提出 | | <input checked="" type="checkbox"/> (法人税) | この書面を添付する申告書の納税者に係る法 30 条に規定する書面の提出の有無を記載します。 なお、税務調査前の意見聴取は、税務代理権限証書を提出した税理士又は税理士法人に対して行われます。 |
| 依 頼 者 | 氏名又は名称 | 〇〇製造株式会社 | |
| | 住所又は事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 5 までに掲げる事項であります。 | | | |
| 1 提示を受けた帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称 | | 左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称 | |
| 「2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項」の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書綴、契約書綴 | | 特になし | |
| 依頼者である納税者から申告書の作成に当たり提示を受けた帳簿書類の名称を記載します。 計算又は、整理したもの以外は記載しません。 | | 提示を受けた帳簿書類の内、検討の対象にしなかったものを記載します。 | |
| 2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類の名称 | | 作成記入の基礎となった書類等 | |
| 仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書、減価償却額明細書、法人事業概況説明書、源泉徴収簿 | | 現金出納帳、預金出納帳、預金通帳、銀行取引データ、預金残高証明書、財務・原価計算システムデータ、請求書（控）、製品等売上台帳、注文書、月別支払一覧表、請求書・領収書綴、借入金返済予定表、給与支給額データ、固定資産台帳、在庫一覧表 | |
| 税理士が申告書の作成に当たって、自ら作成、記入した帳簿書類の名称を記載します。 | | 申告書の作成を依頼された税理士が、帳簿書類を自ら作成、記入するに当たって、その基となった書類の名称を記載します。 | |
| 処理欄 | | .. | .. |

売上、売上原価等の主要な勘定科目について記載するとともに、当該企業の業種にとって重要性の高い科目を記載します。

どのように検証したかを具体的に記載します。

確認した根拠となる書類等を記載します。

| 3 計算した主な事項 | | 備 考 |
|---------------|---|--------------|
| 目 分 | 事 項 | |
| (1) 売上高 | 売上に関しては、取引先の検収日をもって計上を行っている。財務・原価計算データと事務所内で作成するデータとの残高突合を毎月行い、金額差が生じる取引先については、都度、先方に確認を行い、原因を解明している。 | 財務・原価システムデータ |
| 材料費・外注費 | 原価計算データと請求書を基に確認を行っている。後の調整は期末時のみであるが、帳端が生じる取引先は数か所であり、その金額は〇〇万円である。 | 原価計算システムデータ |
| 製品・材料・仕掛品・作業屑 | 原価計算システムの活用により、機械加工、熱処理、表面処理の各工程別の計算による残高合計である。なお、仕掛品は合理的な進捗率、材料は実地棚卸の金額を計上している。 | 在庫一覧表 |

前期と比較して、増減の大きい科目について、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載します。

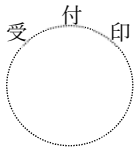
【注意】
整理した事項が前年と同様であっても、どのような書類等に基づき、どのようなチェックを実施したかを毎年度確実に記載することが必要です。

| (1)のうち顕著な増減事項 | | 増 減 理 由 |
|------------------------|---|-------------|
| (2) 売上高、材料費 | 原材料価格の高騰を売上高に転嫁できなかったため、本年の材料費の計上額が前年より増加している一方、売上高は前年と同様である。 | |
| 機械装置・修繕費 | 〇〇からの受注増加に対応するため、5月に新規工作機械（マシニングセンタ）を購入している。 また、既存の機械装置（NC 工作機械）について不良箇所修繕のため、オーバーホール等を行っている。その際、制御基板を最新のものに交換を行っているが（〇〇万円）、これらは機械装置にて計上している。制御基盤交換による作業効率の向上割合は、〇〇パーセントとのことである。 | |
| 売掛金、借入金 | 期末にかけ、売掛金の回収状況の悪化が生じてきたため、今後の資金需要に備えるため、借入金を増額している。 | |
| (1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 | | 変 更 等 の 理 由 |
| (3) 棚卸資産の計算方法 | 原価計算システムを効率よく使用することによって、機械加工、熱処理、表面処理の各工程別原価計算が可能となることから、棚卸資産の計算過程に導入している。労務費、その他の製造経費の配賦に関しても、工程別に原価管理を行っている。 | |

| 4 相談に応じた事項 | |
|--|---|
| 事 項 | 相 談 の 要 旨 |
| <p>事前確定届出給与</p> <p>機械装置の取得</p> | <p>本年度と同様、事前確定届出給与制度の活用についての相談があった。次年度以降も本年同様、同制度の活用を行いたいとのことであるので、制度の説明、実施内容の検討を行っている。</p> <p>新規機械購入と旧機械のオーバーホールについて相談を受けた。前者に関しては、措法 42 の 12 の 4 適用に関する確認があり、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定が必要である等の説明を行っている。後者に関しては、「ほとんどが分解、組み立てのみであるので、すべて修繕費での取り扱いで良いのか」等の内容であったが、内容によっては資産計上の必要があることを説明している。</p> |
| <p>納税者から申告書の作成に関し、どのような相談（申告書作成時に限らず、通常行う相談も含む。）を受け、それに対しどのような回答を行い、結果としてどのように申告書へ反映されているかを具体的に記載することにより、税理士が行った業務内容が明らかとなります。 （業務内容が明確なることで、その申告書の適正性が高まるため、確実に記載します。）</p> | |
| 5 総合所見 | |
| <p>請求書、領収書、契約書、議事録その他の書類の保存状態は良好であり、また、経営者は、税理士事務所からの指導に関しても積極的な姿勢で臨んでおり、健全な経営を目指している。</p> | |
| <p>「5 総合所見」欄には、納税者の税務に対する姿勢・認識、内部けん制の状況、経営状況、書類の保存状況など当該申告書作成に当たっての総括事項を記載します。</p> | |
| 6 その他 | |
| <p>毎月、Web 会議にて代表者、経理担当者とは打合せを行い、提示を受けた証ひょう書類・取引データに基づき、毎月の試算表を作成、法人税・消費税の納付予測税額も合わせ、その内容を報告している。</p> <p>今期における実際の訪問は5月、7月、10月、12月、3月の計5回である。</p> <p>決算時には、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について内容を検討している。</p> | |
| <p>「6 その他」欄には、税理士関与の状況（頻度や内容）、申告書作成に当たって留意した事項、特記事項や、1から5の各欄で記載できなかった事項を記載します。 また、チェックリスト等を活用して確認した場合には、その旨を記載します。</p> | |

消費税 確定申告書 (年分・令和7年 4月 1日 事業年度分・) に係る
 令和8年 3月 31日

申告書の作成に関する計算事項等記載書面



年 月 日

〇〇税務署長 殿

33の2①

※整理番号

| | | | |
|---|-------------|---|--|
| 税理士又は 税理士法人 | 氏名又は名称 | 税理士 〇〇〇〇 | |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 書面作成に 係る税理士 | 氏 名 | 税理士 〇〇〇〇 | |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| | 所属税理士会等 | 〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号 | |
| 税務代理権限証書の提出 | | 有 (消費税) ・ 無 | |
| 依 頼 者 | 氏名又は名称 | 〇〇製造株式会社 | |
| | 住所又は事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。 | | | |
| 1 提示を受けた帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類 (申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。) の名称 | | 左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称 | |
| 現金出納帳、預金出納帳、預金通帳、銀行取引データ、預金残高証明書、財務・原価計算システムデータ、請求書 (控)、製品等売上台帳、注文書、月別支払一覧表、請求書・領収書綴、借入金返済予定表、給与支給額データ、固定資産台帳、在庫一覧表 | | 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書綴、契約書綴 | |
| 2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類の名称 | | 作成記入の基礎となった書類等 | |
| 仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書、減価償却額明細書、法人事業概況説明書、源泉徴収簿、消費税計算書、消費税計算表、消費税試算表 | | 「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」の「帳簿書類 (申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。) の名称」に同じ | |

| ※事務 処理欄 | 部門 | 業種 | 意見聴取連絡事績 | | 事前通知等事績 | |
|------------|----|----|----------|------|---------|-------|
| | | | 年月日 | 税理士名 | 通知年月日 | 予定年月日 |
| | | | .. | | .. | .. |

| 3 計算し、整理した主な事項 | | |
|----------------|--|---|
| 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) | <p>課税取引の判定</p> <p>輸出取引</p> <p>課税・非課税・不課税混在科目</p> | <p>期中においては、財務データから取引区分の確認を行っている。また、特異事項に該当するような取引については、証ひょう書類を確認している。決算時には、財務データを基に作成した消費税計算表により全体的な再確認を行っているが、再度内容確認を行った科目は次のとおりである。</p> <p>国外からの取引が影響する科目は、輸入売上・仕入（値引・戻り）、運賃（製造原価、販管費）であるが、輸出免税等の課否区分により処理されているかの確認をしている。</p> <p>福利厚生費、通信費、運賃、接待交際費、旅費交通費、支払手数料、雑費は、非課税・不課税取引の混在科目であり、取引内容を基に課否区分を処理している。</p> <p>なお、適格請求書に関しては、登録番号や適用税率といった必要事項が記載されているかの確認を行っている。</p> |
| (2) | (1)のうち顕著な増減事項 | 増 減 理 由 |
| | 仕入税額控除 | 機械装置の新規購入、既存設備への修繕費の計上による影響により、それぞれ、〇〇万円、〇〇万円、増加要因となっている。 |
| (3) | (1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 | 変 更 等 の 理 由 |
| | 特になし | |

| | |
|--|---|
| 4 相談に応じた事項 | |
| 事 項 | 相 談 の 要 旨 |
| インボイス制度 | <p>免税事業者や消費者といった適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて質問があったため、経過措置及び帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合について、説明を行った。</p> |
| 5 総合所見 | |
| <p>消費税の課否判定に関しては、取引ごとに確認ができており、請求書、領収書、その他の書類の保存状態は良好であり、また経営者は、税理士事務所からの指導に関しても積極的な姿勢で臨んでおり、健全な経営を目指している。</p> | |
| 6 その他 | |
| <p>毎月、Web 会議にて代表者、経理担当者と打合せを行い、提示を受けた証ひょう書類・取引データに基づき、毎月の試算表を作成、法人税・消費税の納付予測税額も合わせ、その内容を報告している。 今期における実際の訪問は5月、7月、10月、12月、3月の計5回である。 決算時には改めて全ての損益科目と資産、負債科目について内容を検討している。</p> | |

例4 法人税・消費税（小売業）

△△商店株式会社（飲食料品小売業）

関与状況等

①依頼者が作成している帳簿書類等

現金出納帳、振替伝票、給与明細、在庫一覧表

②税理士が作成している帳簿書類等

試算表、固定資産台帳、総勘定元帳、決算書

③消費税は原則（一般）課税

④その他

今までは定期的に訪問を行っていたが、Web会議によるオンライン面談に切り替えた。また、資料に関しては伝票等を送付してもらい税理士事務所のPCで入力を行っている。

貸借対照表（令和8年3月31日現在）

資産の部

| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|--------|---------|---------|---------|
| 現預金 | 8,303 | 14,457 | ▲6,154 |
| 売掛金 | 6,617 | 7,459 | ▲842 |
| 商品 | 9,072 | 10,494 | ▲1,422 |
| 建物 | 72,953 | 74,055 | ▲1,102 |
| 車両運搬具 | 2,837 | 3,298 | ▲461 |
| リース資産 | 4,500 | 5,850 | ▲1,350 |
| 無形固定資産 | 1,099 | 1,219 | ▲120 |
| 保険積立金 | 8,700 | 7,500 | 1,200 |
| 合計 | 114,081 | 124,332 | ▲10,251 |

負債・純資産の部

| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|---------|---------|---------|---------|
| 買掛金 | 5,111 | 7,644 | ▲2,533 |
| 未払金 | 1,940 | 3,023 | ▲1,083 |
| 預り金 | 321 | 417 | ▲96 |
| リース債務 | 4,500 | 5,850 | ▲1,350 |
| 借入金 | 64,304 | 71,054 | ▲6,750 |
| 資本金 | 5,000 | 5,000 | 0 |
| 繰越利益剰余金 | 32,905 | 31,344 | 1,561 |
| 合計 | 114,081 | 124,332 | ▲10,251 |

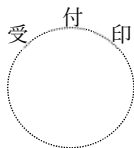
損益計算書

（自令和7年4月1日至令和8年3月31日）

| 科目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|-------|---------|---------|---------|
| 売上高 | 273,600 | 298,420 | ▲24,820 |
| 期首棚卸高 | 10,494 | 7,150 | 3,344 |
| 仕入高 | 192,834 | 213,651 | ▲20,817 |
| 期末棚卸高 | 9,072 | 10,494 | ▲1,422 |
| 役員報酬 | 7,200 | 7,800 | ▲600 |
| 給料手当 | 25,632 | 29,502 | ▲3,870 |
| 広告宣伝費 | 8,655 | 8,952 | ▲297 |
| 運賃 | 2,439 | 2,685 | ▲246 |
| 通信費 | 1,321 | 1,193 | 128 |
| 保険料 | 1,530 | 1,790 | ▲260 |
| 水道光熱費 | 3,211 | 2,984 | 227 |
| 減価償却費 | 3,033 | 3,879 | ▲846 |
| 地代家賃 | 14,290 | 14,290 | 0 |
| 支払手数料 | 8,663 | 8,952 | ▲289 |
| その他 | 2,455 | 2,692 | ▲237 |
| 営業外収益 | 1,879 | 2,387 | ▲508 |
| 営業外費用 | 1,233 | 1,491 | ▲258 |
| 利益金額 | 1,561 | 4,290 | ▲2,729 |

例4 法人税・消費税（小売業）

法人税 確定申告書（ 年分・令和7年 4月 1日 事業年度分・令和8年 3月 31日 ）に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

| | | | |
|---|-------------|---|--|
| 税理士又は 税理士法人 | 氏名又は名称 | 税理士 〇〇〇〇 | |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 書面作成に 係る税理士 | 氏 名 | 税理士 〇〇〇〇 | |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| | 所属税理士会等 | 〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号 | |
| 税務代理権限証書の提出 | | 有 (法人税) ・ 無 | |
| 依 頼 者 | 氏名又は名称 | △△商店株式会社 | |
| | 住所又は事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5に掲げる事項であります。 | | | |
| 1 提示を受けた帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称 | | 左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称 | |
| 現金出納帳、振替伝票、レジロール、クレジット等の販売データ、請求書及び領収書綴、給賞与支給控除一覧表、在庫一覧表、保険証券 | | 株主名簿 | |
| 2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類の名称 | | 作成記入の基礎となった書類等 | |
| 仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書、減価償却額明細書、法人事業概況説明書 | | 「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」の「帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称」に同じ | |

| ※事務 処理欄 | 部門 | 業種 | 意見聴取連絡事績 | | 事前通知等事績 | |
|------------|----|----|----------|------|---------|-------|
| | | | 年月日 | 税理士名 | 通知年月日 | 予定年月日 |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ |

| 3 計算し、整理した主な事項 | | | |
|----------------|------------------------|--|--------------------------------|
| | 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) | 売上高 | 毎月のレジの明細及びクレジットカードの明細等を確認し、売上計上額を月額で確認している。非現金化決済に関しては、それらに対する手数料の計上に関しても確認を行っている。 | レジロール、キャッシュレス売上の明細、クレジットカードの明細 |
| | 棚卸資産 | 在庫の確認は半期に一度行っている。 期末時においては、棚卸在庫表を作成し、現物と棚卸在庫表との突合を行い、仕入単価の変更がないか等の確認を、請求書を基に行っている。 | 在庫一覧表 |
| | 役員報酬・給与・賞与 | 役員及び従業員の給与に関しては、毎月の給与明細から確認をした。 役員報酬の変動の時期に関しては、取締役議事録により確認し、適切に処理されていることを確認した。 | 給賞与支給控除一覧表 |
| (2) | (1)のうち顕著な増減事項 | 増 減 理 由 | |
| | 売上高の減少、仕入高の減少、人件費の削減 | <p>来客数の減少により、売上高が前年より低下した。これに起因し、仕入、人件費も同様に減少となった。</p> <p>また、今後の広告宣伝費の見直しを行い、さらには、3月に臨時の取締役会を開き、今後の景気悪化に備え、3月分の役員報酬から〇〇%の減額決定を行っている。</p> | |
| (3) | (1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 | 変 更 等 の 理 由 | |
| | 特になし | | |

| 4 相談に応じた事項 | |
|---|---|
| 事 項 | 相 談 の 要 旨 |
| <p>役員の退職金について</p> | <p>現在、親子にて連名で就任している代表取締役のうち、父に関して、代表取締役からの退任による会長又は顧問への就任に伴う分掌変更による役員退職金の支給、加えて、今日までの会社に対する貢献度を考慮した上で、最終報酬月額による計算方法では、最近の役員報酬の減額の影響により退職金としての支給金額が少額になるのではないかと相談があった。</p> <p>法人税基本通達9-2-32ほかの内容を説明した上で、今の経済状況の状況等も勘案して、今後の検討事項とすることとした。</p> |
| <p>事業承継について</p> | <p>会社株式の全体の内70%を父親が保有し、残りの30%を息子が保有している。代表権については、共同代表になっているが、父親の退任と同時に代表権を抜く予定にしている。</p> <p>父親から息子への株式の移転につき、それを生前に贈与、あるいは譲渡を行うのか、又は相続まで何もしないのかという選択肢が考えられるが、息子が会社を今後も継続させていくための最善の方策を、事業承継税制の説明も含め検討をしている。</p> |
| 5 総合所見 | |
| <p>依頼者は税理士の指導に対して謙虚に耳を傾け、日々、業務の改善に対して前向きに取り組んでいる。適正な申告を行う意識も非常に高いと感じられる。</p> | |
| 6 その他 | |
| <p>昨年までは、定期的に会社へ訪問をしていたが、Web会議によるオンライン面談に切り替えを行い、月次報告等を行っている。また、資料に関しても、事務所へ伝票等を送付してもらい、税理士事務所のPCで入力作業を行っている。</p> <p>日々の作業に関しては、領収書等の書類の整理を都度行っている。現金に関しては、小口現金とは別に現金帳を作成し、現金有高と帳簿残高を、毎日チェックしている。現金売上に関しては、売上があった日の翌日までには、夜間金庫等を利用して、銀行に預けている。商品在庫に関しても、半年に一度、実地棚卸を実施し、帳簿在庫とのチェックをしている。</p> | |

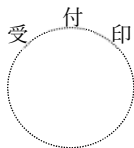
| | |
|-------|--|
| ※整理番号 | |
|-------|--|

| | | |
|----------------------|---|-----------------------|
| *追加記載する事項 | | |
| A 3 計算し、整理した主な事項 (1) | | |
| B 区分 | C 事項 | D 備考 |
| 販売費及び管理費 | 毎月の訪問時に、固定資産に計上されるものが消耗品で処理されていないか、福利厚生費の中に交際費が含まれていないか、保険料と保険積立金が適正に処理されているかについて、確認を行っている。 | 請求書、領収書等の原始資料 保険証券 |
| *追加記載する事項 | | |
| A | | |
| B | C | D |
| | | |

(4 / 4)

法人税記載例②4 / 4

消費税 確定申告書 (年分・令和7年 4月 1日 事業年度分・) に係る
令和8年 3月 31日



申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日
〇〇税務署長 殿

※整理番号

| | | | |
|---|-------------|---|--|
| 税理士又は 税理士法人 | 氏名又は名称 | 税理士 〇〇〇〇 | |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 書面作成に 係る税理士 | 氏 名 | 税理士 〇〇〇〇 | |
| | 事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| | 所属税理士会等 | 〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇 号 | |
| 税務代理権限証書の提出 | | 有 (消費税) ・ 無 | |
| 依 頼 者 | 氏名又は名称 | △△商店株式会社 | |
| | 住所又は事務所の所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5に掲げる事項であります。 | | | |
| 1 提示を受けた帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類 (申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。) の名称 | | 左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称 | |
| 現金出納帳、振替伝票、レジロール、クレジット等の販売データ、請求書及び領収書綴、給賞与支給控除一覧表、在庫一覧表、保険証券 | | 株主名簿 | |
| 2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項 | | | |
| 帳簿書類の名称 | | 作成記入の基礎となった書類等 | |
| 仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書、減価償却額明細書、法人事業概況説明書、消費税計算書、消費税計算表 | | 「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」の「帳簿書類 (申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。) の名称」に同じ | |

| ※事務 処理欄 | 部門 | 業種 | 意見聴取連絡事績 | | 事前通知等事績 | |
|------------|----|----|----------|------|---------|-------|
| | | | 年月日 | 税理士名 | 通知年月日 | 予定年月日 |
| | | | .. | | .. | .. |

| 3 計算し、整理した主な事項 | | |
|----------------|---|-------------------------------|
| 区 分 | 事 項 | 備 考 |
| (1) 課税売上高 | 売上高及び雑収入に関しては、振替伝票から集計される課税区分、適用税率に関しては、月次の消費税計算書より確認している。 | 振替伝票、消費税計算書 |
| 課税仕入 | 売上原価、販売費及び一般管理費及び固定資産の購入について、請求書、領収書から課否判定の適否を確認している。 | 請求書及び領収書綴 |
| 軽減税率 | 軽減税率の適否の確認に関して、課税売上については日ごとのレジ集計データより確認を行い、仕入税額控除額の計算に当たっては、月次試算表の作成時に、仕入に係る請求書の内容確認を、その都度行った。また、決算時には、消費税計算表により、再度、総合的な検討を行っている。 | レジロール、請求書及び領収書綴、消費税計算書、消費税計算表 |
| (2) | (1)のうち顕著な増減事項 | 増 減 理 由 |
| | 特になし | |
| (3) | (1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 | 変 更 等 の 理 由 |
| | 特になし | 特になし |

| 4 相談に応じた事項 | |
|--|---|
| 事 項 | 相 談 の 要 旨 |
| 共通ポイント制度加入に係る取り扱い | <p>○年○月販路拡大のため、A社が運営する共通ポイント制度への加入を実施したが、ポイント会員が商品を購入した時のポイント付与に伴うポイント負担金の授受及びポイント会員がポイントを行使した時のポイント運営会社による商品代金相当額の支払いに係る消費税の課税関係についての相談があった。</p> <p>国税庁の「共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例」を基に、ポイント負担金の授受は資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象とならないことを説明している。</p> <p>また、当該ポイント制度の規約においても消費税の課税取引に該当しないケースであることを確認している。</p> |
| 5 総合所見 | |
| <p>依頼者は税理士の指導に対して謙虚に耳を傾け、日々、業務の改善に対して前向きに取り組んでいる。適正な申告を行う意識も非常に高いと感じられる。</p> | |
| 6 その他 | |
| <p>昨年までは、定期的に会社へ訪問をしていたが、Web会議によるオンライン面談に切り替えを行い、月次報告等を行っている。また、資料に関しても、事務所へ伝票等を送付してもらい、税理士事務所のPCで入力作業を行っている。</p> <p>日々の作業については、領収書等の書類の整理を都度行っている。現金に関しては、小口現金とは別に現金帳を作成し、現金有高と帳簿残高を毎日チェックしている。現金売上に関しては、売上があった日の翌日までには、夜間金庫等を利用して銀行に預けている。商品在庫に関しても、半年に一度、実地棚卸を実施し、帳簿在庫とのチェックをしている。</p> <p>帳簿の記載事項及び請求書、領収書の保存状況は良好であり、起票も正確に処理されている。今後において多様な取引形態への展開が予想されるが、特に課否判定については、その都度の取引内容の判断が求められると実感している。</p> | |